

保育士養成課程の見直しと保育実習Ⅰ（施設）のあり方に関する考察

大野 地平

拙稿では平成29年12月に示された「保育士養成課程の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」における、見直しのポイントを整理し、課題を明らかにし、その中で保育実習Ⅰ（施設）についてどのような影響があるかを明確にし、その対応を検討することを目的とした。

その結果として、保育実習Ⅰ（施設）について、今回の見直しにおいては言及がなかったものの、現行で行われている方法では、障害者支援施設での実習が難しくなり、保育士が本来持つべき社会福祉専門職としての位置づけすら放棄する問題があることを示唆した。結論として、今回の養成課程の見直しを踏まえつつも、現状の養成における対人援助に関する視点を堅持し、そのうえで保育実習Ⅰ（施設）等の保育士養成における役割を明確にし、保育士を社会福祉専門職として、再度認識する必要があることを示唆した。

キーワード：保育者養成、保育実習Ⅰ

はじめに

平成29年12月4日に厚生労働省子ども家庭局に設置した保育士養成課程検討会が「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」という報告を明らかにした。この報告は平成30年に実施される新しい保育所保育指針とともに、これからの保育士のあり方、保育士がその範疇とする子ども家庭福祉、ひいては子どもや家庭が取り巻く環境において、大きな影響を与える内容であるということは確かである。なぜなら、昨今の我が国の子ども家庭福祉を見るに、待機児童、保育士不足、家庭を取り巻く環境の変化、児童虐待、貧困等に最も関連する専門職が保育士だからである。したがってその保育士の養成がこれからの子ども家庭福祉、ひいては社会福祉の基礎となる考えにも影響を与えるのである。

拙稿では、その養成課程の中で重要な位置を占める実習、特に保育士の実習として必ず実施しなければならない保育実習Ⅰ（施設）に注目して、この養成課程の見直しについて考察を重ねていきたい。保育実習Ⅰ（施設）は保育実習Ⅰ（保育所）と同様に保育士資格を取得するうえで必ず行わなければならない実習である。加えて、保育実習Ⅰ（保育所）と比較して、障がい、児童虐待等の現在の我が国が抱える子ども家庭福祉の分野における問題に直に触れる機会でもあり、重要な学修である。今回の見直しが保育実習Ⅰ（施設）のあり方にどのように影響するかを考えることは、保育士養成において重要な研究課題であると考えられる。

先行研究としては、筆者は実習ならびに実習指導のあり方について、継続して検討を進めてきた¹。その成果を踏まえ考察を進める。考察においては、保育士がその養成課程において取得しなければならない技術や知識、保育士が担うべき役割を明らかにし、保育実習Ⅰ（施設）が担うべき役割を本学の実習指導等にどのように反映させるべきかを考えていきたい。

1. 保育士養成課程の見直しの概要

保育士養成課程検討会は2015（平成27）年に厚生労働省雇用均等・児童家庭局（現・子ども家庭局）に設置された。その議論が進む中で、保育所保育指針が平成29年に新たに改定、告知され、それにとまなう保育士養成課程の見直しを行うこととなった。その結果として、前述した「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」が明らかにされたものである。

表1は、今回の見直しの背景と方向性をまとめたものである。これを見ると、今回の見直しは、保育を取り巻く環境の変化と保育所保育指針の改定を理由としている。保育を取り巻く環境の変化とは、例えば、2015（平成27）年に子ども子育て支援新制度が施行されたこと、2016（平成28）年に児童相談所における児童虐待対応件数が10万件を超えたことに見られる子どもの問題の複雑化、などがあげられる。このような時代の変化、社会の変化に伴い、ニー

ズが変化することは当然の帰結であり、それに合わせて専門職の養成課程が見直されることは必要なことである。

注目したいのは、見直しの方向性である。表1を見ると、乳児保育の充実、幼児教育の実践力の向上、社会的養護や障害児保育の充実等があげられているが、これらは子どもとそれを取り巻く環境に関する内容を強調していると考えられる。うなれば、子どもとその環境に関して、保育士の直接的援助を中心としたケアワークの充実を図るというものだ。ケアワークとは、子どもへの日常的な支援に関する行為を指すことが一般的である。環境に対する関わりはソーシャルワークといえなくもないが、今回の見直しでは、ソーシャルワークに関する部分が薄くなっている傾向である。この傾向は平成29年に示された新しい保育所保育指針を見てもわかることである。すなわち、「保育所保育」の充実であり、それを実践できることが「保育士像」として念頭に置かれたということである。さらに言えば、新しい保育所保育指針では児童虐待等の諸問題について対応するにはソーシャルワーク機能が必要であるが、そのソーシャルワーク機能については、連携するソーシャルワークを専らとする機関が行い、保育所から見るとソーシャルワーク機能を外部化するということになるⁱⁱⁱ。

2. 「保育士養成課程等の見直しについて」における教授内容の変化

では保育士の養成課程における見直しはどのような形となるのかを考えてみたい。表2は表1の方向性を踏まえて、現行の科目がどのように整理統合されるかを示したものである。これを見るとまず目につくのは、科目のタイトルに「子ども」が冠されることである。例えば児童家庭福祉は子ども家庭福祉、保育の心理学Ⅱは子ども理解と援助、家庭支援論は子ども家庭支援論のようになっている。さらに、その解説においても、子ども、家庭、子育てという項目を中心とした内容であるということが記載されており、これは今回の見直しにおいて保育士の養成が「子ども」を中心においているということが強調されている証左といえる。

表2の内容をさらに具体的な教授内容として、図表化したものが表3である。これを見ても「子ども」を中心においているということが明確である。加えて注目したいのは「相談援助」の科目を整理統合し、「保育相談支援」の一部と合わせて「子育て支援」に統合したところである。「相談援助」は、元々社会福祉援助技術という科目であり、それが養成課程の変更に伴い、相談援助となったものである。その内容としては、保育士が相談を行うことができるソーシャルワーカーとしての役割を担うということを踏まえて、

保育士養成課程の見直しに伴う「教授内容の再編等（主なもの）」

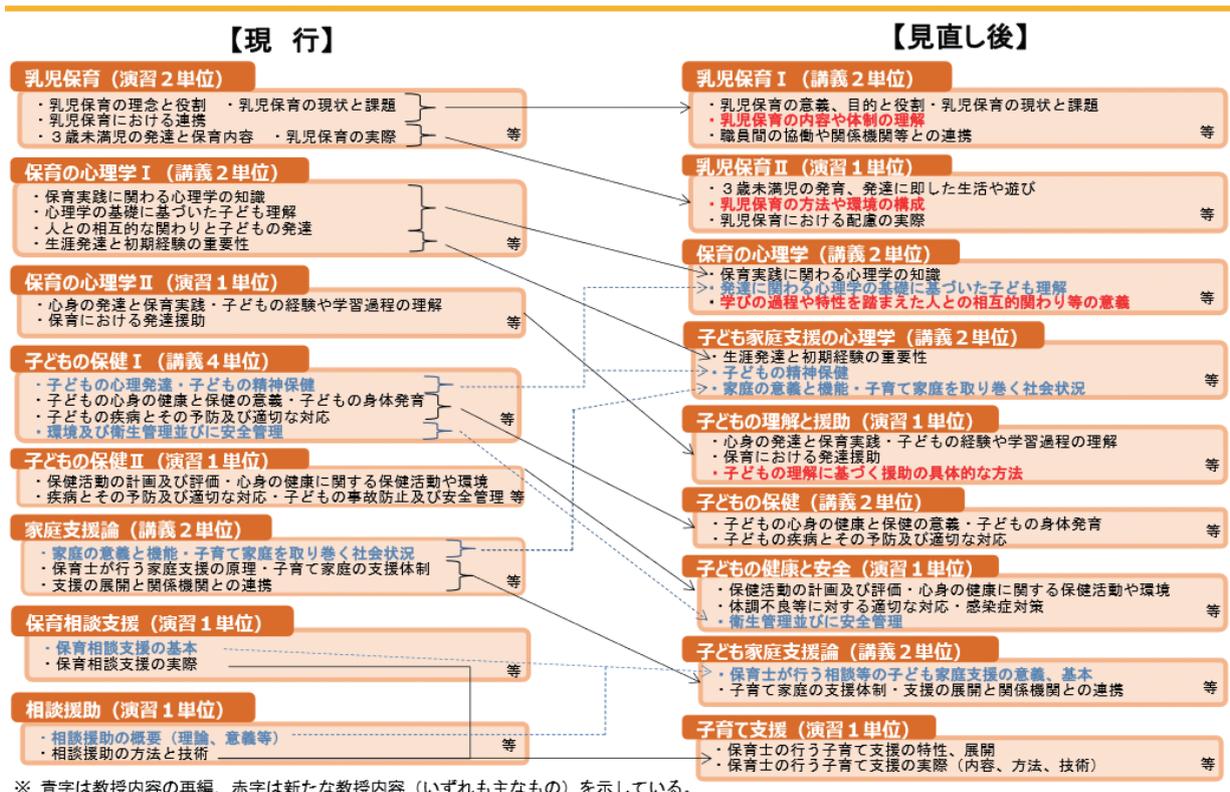


表3 保育士養成課程の見直しに伴う「教授内容の再編（主なもの）」^v

より「相談」という技術に特化したものであった。しかし、一方でその相談を行う根底の概念であるエンパワメントや援助過程などもその範疇に置く、いわば福祉専門職としての素養を身につける科目であった。その科目が統合されることはどのような意味を持つのであろうか。

表4は現行の相談援助が見直し後、どのような科目の中に組み込まれるのかを対照したものである。見直し後の「子ども家庭支援論」は相談援助をその一部としており、他の科目も包含しているので、単純な比較とはならないが、見直し後にどのような教授が行われるかを見るには差支えない。これを見ると、基本的態度として相談援助が組み込まれていることがわかる。しかし、ソーシャルワークの文字は教授内容から消え、単に関わりの態度の部分のみを残すのみとなっている。さらに言えば、ソーシャルワークについては、関係機関との連携に置き換わっていると考えられる。このことは、前述した通り、保育士を子どもに関するケアワーカーとして位置づけて、ソーシャルワークは外部化されるため、その機関との連携を念頭に置いているものと考えられる。

このように、今回の見直しによる教授内容の変化は、子どもとの関わりを中心とした、いわゆる「保育所保育士」を養成することに絞った内容であるといえる。

3. 「保育士養成課程等の見直しについて」における保育実習Ⅰ（施設）のあり方

では本稿の主題となる保育実習Ⅰ（施設）については、どのような変化があるのだろうか。

表5は、保育実習Ⅰに関する現行の教授内容と今回の見直しを対照したものである。保育実習Ⅰは保育実習Ⅰ（保育所）と保育実習Ⅰ（施設）に分かれているが、教授内容については、表5の通り1つにまとめられている。ここからわかることは、今回の見直しにおいて、実習については取り立てた「変更がない」ということである。項目のタイトルに変更はあったものの、保育実習Ⅰ（施設）については、そのままの文言で記載がなされている。これは保育実習Ⅰと合わせて行われる保育実習指導Ⅰについても同様で、現行の内容がそのまま記載されている。つまり、実習の教授内容自体は変化がなく、その前段として実習までに学修している科目が変化するというのが今回の見直しのポイントとなる。したがって、実習ならびに実習指導の教授内容は変化がないものの、その前に学ぶ内容が子ども関係のケアワーカーとしての知識、技術に集中されているという変化があるため、それに合わせた実習に関する対応が求められるということになった。このことを実習について極めて限定的にとらえられなくもないが、主たる関心が「子ども」だけに注がれる見直しの内容を踏まえると、特に保育実習

| 【保育の本質・目的に関する科目】 | 【保育の本質・目的に関する科目】 |
|---|---|
| <p><科目名> 子ども家庭支援論（講義・2単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する。 2. 保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する。 3. 子育て家庭に対する支援の体制について理解する。 4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する。 <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども家庭支援の意義と役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども家庭支援の意義と必要性 (2) 子ども家庭支援の目的と機能 2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義 (2) 子どもの育ちの喜びの共有 (3) 保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する支援 (4) 保育士に求められる基本的態度（受容的関わり・自己決定の尊重・秘密保持等） (5) 家庭の状況に応じた支援 (6) 地域の資源の活用と自治体・関係機関等との連携・協力 3. 子育て家庭に対する支援の体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て家庭の福祉を固めるための社会資源 (2) 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進 4. 多様な支援の展開と関係機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども家庭支援の内容と対象 (2) 保育所等を利用する子どもの家庭への支援 (3) 地域の子育て家庭への支援 (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援 (5) 子ども家庭支援に関する現状と課題 | <p><科目名> 相談援助（演習・1単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談援助の概要について理解する。 2. 相談援助の方法と技術について理解する。 3. 相談援助の具体的展開について理解する。 4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。 <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談援助の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談援助の理論 (2) 相談援助の意義 (3) 相談援助の歴史 (4) 相談援助とソーシャルワーク (5) 保育とソーシャルワーク 2. 相談援助の方法と技術 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談援助の対象 (2) 相談援助の過程 (3) 相談援助の技術・アプローチ 3. 相談援助の具体的展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画・記録・評価 (2) 関係機関との協働 (3) 多様な専門職との連携 (4) 社会資源の活用、調整、開発 4. 事例分析 <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待の予防と対応等の事例分析 (2) 障害のある子どもとその保護者への支援等の事例分析 (3) ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析 |

表4 現行科目と養成課程見直し後の科目の比較（相談援助）^{vi}

I（施設）については、その意義やモチベーション等、学生が十分得心したうえで行われなければ、施設で実習を行う意義などが薄れてしまうという状態は考えられることである。

しかし、実習についていえば、もう一つ考えなければならぬものがある。それは今回の見直しにおいて「保育実習実施基準」に言及があったことである。主な内容としては2点ある。一つが保育実習についての計画に関するものである。養成校側が、実習施設等と協議を行った上で実習の計画を策定し、その学年度の保育実習の計画に関する情報について、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有することを保育実習実施基準に明記するといったものである。ここでいう計画に関する情報とは、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等があげられる。つまり、実習について、養成校と実習を受け入れる実習先施設が実施に際して、すり合わせを行うことが求められたこととなる。二つ目に、実習指導者の要件についてである。これについては、指定保育士養成施設及び実習施設、それ

ぞれにおける保育実習の主たる実習指導者について、その具体的な要件を保育実習実施基準に明記するといった内容だ。実習を指導する者に要件を設け、そのものが実習を行うことで、実習の「質」について担保する狙いがあると考えられる。

この2点については、すでに社会福祉の専門職養成では行われている内容が参考となっている。例えば、社会福祉士の実習については上記2点が既に実施されている。保育士もそれら社会福祉系の資格と同様の実習基準、実習体制の確立が求められ、実施することとなる方向性が示されたのである。

4. 見直しの問題点と課題

これまでの論を整理すると、今回の見直しについて以下のようにまとめられる。

- ① 保育士が子どもに対する「ケアワーカー」として養成されることが認められること
- ② 実習について、教授内容に変化はないものの、その実施について、体制整備などの充実が求められること

| 見直し後 | 現行 |
|--|---|
| <p>【保育実習】</p> <p><科目名> 保育実習Ⅰ（実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。 2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。 3. 実習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。 4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。 5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。 <p><保育所実習の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所の役割と機能 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育所における子どもの生活と保育士の援助や関わり ＜2＞ 保育所保育指針に基づく保育の展開 2. 子どもの理解 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 子どもの観察とその記録による理解 ＜2＞ 子どもの発達過程の理解 ＜3＞ 子どもへの援助や関わり 3. 保育内容・保育環境 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育の計画に基づく保育内容 ＜2＞ 子どもの発達過程に応じた保育内容 ＜3＞ 子どもの生活や遊びと保育環境 ＜4＞ 子どもの健康と安全 4. 保育の計画・観察・記録 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 支援的計画と指導計画及び評価の理解 ＜2＞ 記録に基づく省察・自己評価 5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育士の業務内容 ＜2＞ 職員間の役割分担や連携・協働 ＜3＞ 保育士の役割と職業倫理 <p><児童福祉施設等(保育所以外)における実習の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の役割と機能 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 施設における子どもの生活と保育士の援助や関わり | <p>【保育実習】</p> <p><科目名> 保育実習Ⅰ（実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。 2. 観察や子どものかかわりを通して子どもへの理解を深める。 3. 実習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。 4. 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。 5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。 <p><保育所実習の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所の役割と機能 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育所の生活と一日の流れ ＜2＞ 保育所保育指針の理解と保育の展開 2. 子ども理解 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 子どもの観察とその記録による理解 ＜2＞ 子どもの発達過程の理解 ＜3＞ 子どもへの援助やかかわり 3. 保育内容・保育環境 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育の計画に基づく保育内容 ＜2＞ 子どもの発達過程に応じた保育内容 ＜3＞ 子どもの生活や遊びと保育環境 ＜4＞ 子どもの健康と安全 4. 保育の計画、観察、記録 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育課程と指導計画の理解と活用 ＜2＞ 記録に基づく省察・自己評価 5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育士の業務内容 ＜2＞ 職員間の役割分担や連携 ＜3＞ 保育士の役割と職業倫理 <p><担任型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の役割と機能 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 施設の生活と一日の流れ |
| <ol style="list-style-type: none"> 2. 施設の役割と機能 2. 子どもの理解 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 子どもの観察とその記録 ＜2＞ 個々の状態に応じた援助や関わり 3. 施設における子どもの生活と環境 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 計画に基づく活動や援助 ＜2＞ 子どもの心身の状態に応じた生活と対応 ＜3＞ 子どもの活動と環境 ＜4＞ 健康管理、安全対策の理解 4. 計画と記録 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 支援計画の理解と活用 ＜2＞ 記録に基づく省察・自己評価 5. 専門職としての保育士の役割と倫理 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育士の業務内容 ＜2＞ 職員間の役割分担や連携 ＜3＞ 保育士の役割と職業倫理 | <ol style="list-style-type: none"> 2. 施設の役割と機能 2. 子ども理解 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 子どもの観察とその記録 ＜2＞ 個々の状態に応じた援助やかかわり 3. 養育内容・生活環境 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 計画に基づく活動や援助 ＜2＞ 子どもの心身の状態に応じた対応 ＜3＞ 子どもの活動と生活の環境 ＜4＞ 健康管理、安全対策の理解 4. 計画と記録 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 支援計画の理解と活用 ＜2＞ 記録に基づく省察・自己評価 5. 専門職としての保育士の役割と倫理 <ol style="list-style-type: none"> ＜1＞ 保育士の業務内容 ＜2＞ 職員間の役割分担や連携 ＜3＞ 保育士の役割と職業倫理 |

表5 保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について（保育実習Ⅰ）^{vi}

では、このようにまとめられる今回の養成課程の見直しについて問題や課題を考えていきたい。

第一に社会福祉の専門職である以上に、子どもの直接的支援を行う面を強調した養成全体の見直しについてである。これらの見直しの背景としては前述した通り、保育を取り巻く環境の変化があげられる。しかし、それを考えるのであれば、虐待数の増加や地域との関わり、地域の子育て支援等が保育士ならびに保育所等に求められているのだから、ソーシャルワークを中心とした社会福祉に関する科目の充実が求められるべきである。例えば、社会福祉系の科目や保育実習の時間増加等を行い、2年課程では養成できないから、3年課程への転換、もしくは4年制大学の養成する保育士と短期大学、専門学校で養成する保育士に資格的な差異を設けるなども検討されてしかるべきである。または、保育士が社会福祉士を取得することを推進するための研修制度の新設などもあるだろう。それにもかかわらず、ケアワーカーとしての保育士の養成に傾倒したのは、保育士として活躍する者の約9割以上が保育所勤務^{viii}であるという現状をとらえたに過ぎない。これは現状を追認するだけであり、保育士が持つ役割を考えて行われたとは考えにくいものである。このような背景には当然、保育士不足という社会問題があるからだと考えられる。専門性を高める方法として、その対象を限定し、特化するという方法は理解できるものがある。しかし、今回の改正はそれとは別であり、保育士の今後のあり方等を考慮したものとは考えづらい。また、従来あった保育所のソーシャルワーク機能について、今回の見直し、ならびに保育所保育指針の改定で外部化されることが明確になったが、そのソーシャルワーク機能は果たして保育士、保育所が有しなくても良いのだろうか。この点も含めて、課題が残っているといえる。

第二に実習に関する問題、特に社会福祉施設におけるに関する問題についてである。今回の保育実習実施基準への言及を考えると、例えば、社会福祉士の実習においては、その実習を受け入れる施設側の実習指導者については研修^{ix}を受けることとなっている。それと同様にすることで、保育士が保育士たる指導者の指導を仰ぎ、実習を行おうとする意味で重要であると考えられる。現行の制度でも実習施設の中には障害者支援施設があり、保育士が指導者となる限りはその実習が認められているということを考えれば、適切なものであるといっても妥当だろう。

しかし、養成の見直しにおいて、保育士が子どもに対するケアワーカーとしての養成になった場合、障害者支援施設での実習は果たして実施してよいのだろうか。障害者である以上、施設の利用者は成人であり、子どもではない。

したがって、子どものケアワークに関する実習としてはふさわしくないと考えられてしまうのではないだろうか。そうすると、実習は児童福祉施設に限定される懸念がある。そこで考えなければならないのは、養成校が実習先として障害者支援施設がどれくらいの割合を占めているかである。2018（平成30）年2月～3月に実施される本学の保育実習Ⅰ（施設）では実に44%が障害者支援施設等にあたる。換言すれば、今回の見直しにおいて、これらの施設に保育士の勤務の有無にかかわらず、児童福祉施設に限定されることとなると、半数に迫る学生が実習先の確保ができない状態となるのである。これは本学のみの問題ではおそくない。保育士養成施設が抱える問題である。その結論については注視していかなければならない。

5. 保育実習Ⅰ（施設）のこれからのあり方

以上のように、保育士が子どもに対するケアワーカーとしての養成に転換することがわかった今回の養成課程の見直しにおいて、保育実習Ⅰ（施設）は児童福祉施設に限定した実習にしない限り、その実習の意義すら危ぶまれるきわめてインパクトの強い改正であることがわかった。これにより、保育士の養成における保育実習Ⅰ（施設）がどのような役割を担うべきか、最後に考察を重ねたい。

現行の養成課程を踏まえれば、保育実習Ⅰ（施設）は、社会福祉的要素の強い、いわばソーシャルワークの一端を垣間見ることのできる実習と位置づけられるのであった。これは幼児教育を行う以上に、児童福祉法にも定められた子どもとその保護者の支援を役割とする、幅広い視野を醸成するものになり得るものであった。すなわち、同じく子どもを対象とする幼稚園教諭のように教育を業とするのではなく、社会福祉の専門職としての保育士に必要な視点の養成につながるものであり、その実習の対象がたとえ障害者であっても、家庭環境、施設の置かれている現状、社会福祉施設の利用等が学ぶことができる貴重な学びの場としての役割を果たすことができた。しかし、今回の見直しを踏まえることによって、子ども、児童に対する関連事項を保育実習Ⅰ（施設）においても学ぶ必要があるとなると、障害者支援施設での実習では、よほどの理論構築、方針を定めない限り、見直しの範疇には収まらない。

例えば、本学では保育実習Ⅰ（施設）について、表6のように位置付けている^x。

内容としては保育実習Ⅰ（施設）が対人援助の基礎となる実習ととらえたものである。しかし、見直しについて考えれば、子どもを含めた「人」への支援、つまり対象を子どもに限定せず幅広くとらえた対人援助ではなく、あくま

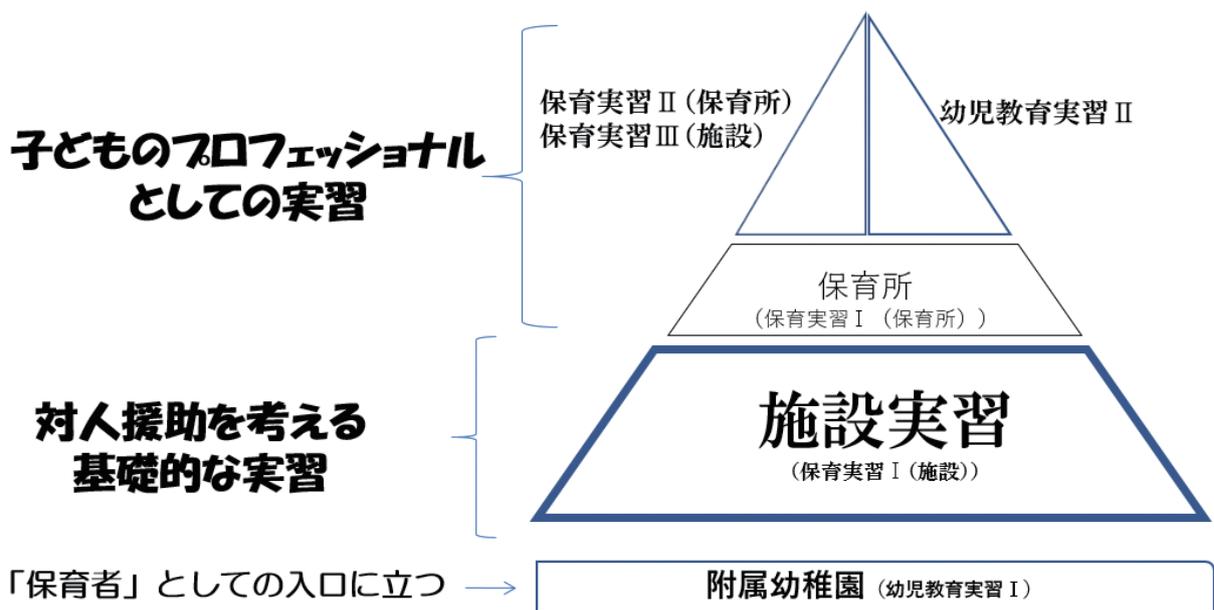


表6 本学保育科における保育実習 I（施設）の位置づけの概念図

で「子ども」に対する支援、焦点化した支援としなければならないものとなる。保育士が今後ソーシャルワーカーではないのだから、そのような変更を行っても差し支えないという向きもあるだろう。しかし、どのような見直しが行われても、保育士が「対人援助職」であるという事実は変わらないのである。武田は「保育士は育児を中心としたケアワーカーであり、また子どもと子どもを取り巻く社会環境に注目し、子どもとその保護者が自立した生活を送れるよう支援するソーシャルワーカー」^{xi}と述べている。どのような状況、どのような環境においても、人と関わるといふ技術があるからこそ、保育士は専門職足りうるのではないだろうか。その観点を抜きにして考えられてしまったのが、今回の養成課程の見直しであると考えられる。今一度、保育士が社会福祉の専門職としての位置づけにあるという点をふまえて教授内容を今後も検討していく必要があると考える。したがって本学の保育実習 I（施設）のあり方としては、現状行われている、対象を幅広くとらえた対人援助、ソーシャルワークを踏まえた支援を醸成することを目的とした指導を崩さずたいおうするべきである。

6. まとめ

本稿の限界として、保育士養成課程の見直しに注視したため、保育所保育指針や他の社会福祉専門職の養成課程との比較ができておらず、その点は今後の研究課題としたい。また、我が国が置かれている現状を保育士という制度で対応する場合には今回の見直しのような対策が必要であることは否めない。それについて、社会的な視点を持って論じられたとは言えない。このように、本稿だけで、保育士養成課程の見直しの良しあしを論ぜられる状態ではない。

しかし、単純に保育士=子どもに対するケアワーカー=保育所保育士という図式では到底考えられない専門職としての保育士的一端も論じることはできたように感じる。今後は、保育士や保育に関するソーシャルワーク、保育実習 I（施設）が何を担い、何を教授するべきか、考えていきたい。

注・引用文献

i 主なものは以下の通り。

- ・寺田博行・大野地平・海老江康二・宮本茂樹「保育士養成における施設養護実習の現状と課題－知的障害者入所更生施設での実習から－」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第3号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部, 2008年
- ・大野地平・寺田博行・海老江康二・宮本茂樹「施設実習における現状と課題－児童養護施設での実習を中心とし

- てー」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第4号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2009年。
- ・寺田博行・大野地平・海老江康二・宮本茂樹「施設実習における現状と課題－知的障害児施設での実習を中心として－」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第5号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2011年
 - ・大野地平・寺田博行・海老江康二・宮本茂樹「保育士養成課程における施設実習を2回行った学生の意識動向について」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第6号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2012年
 - ・大野地平・寺田博行・海老江康二・宮本茂樹「保育士養成課程カリキュラム改正後の施設実習についての学生意識に関する考察～児童養護施設で実習を行った学生へのアンケートを中心に～」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第7号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2013年
 - ・寺田博行・大野地平・海老江康二・宮本茂樹「保育実習Ⅰ(施設)における種別間での学生意識の差異について～児童養護施設と障害者支援施設を中心として～」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第8号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2014年
 - ・大野地平・寺田博行・海老江康二・宮本茂樹「保育実習指導(施設)の現状と課題～保育実習Ⅰ(施設)における実習評価を手掛かりとして～」『(FD) 紀要 聖徳の教え育む技法 第9号』聖徳大学・聖徳大学短期大学部,2015年。
- ii 厚生労働省保育士養成課程検討会「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)」概要 P 1 平成29年12月4日
 - iii 平成29年度全国保育士養成セミナー 行政説明資料 P49
 - iv 厚生労働省保育士養成課程検討会「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)」概要 P 2 平成29年12月4日
 - v 同上 P 3 平成29年12月4日
 - vi 保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について(素案) 厚生労働省 資料 P8-9より抜粋 平成29年12月4日
 - vii 同上 P46.47 平成29年12月4日
 - viii 厚生労働省保育士養成課程検討会「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)」 P 2 平成29年12月4日
 - ix 社会福祉士実習指導者講習会のこと。平成21年度から義務化されている。
 - x 大野地平・寺田博行・海老江康二・宮本茂樹「本学保育科における保育実習Ⅰ(施設)の位置づけに関する考察」より再掲 聖徳大学：聖徳大学短期大学部「実践研究」第2号 2017年
 - x 武田英樹 『地域に求められる保育士によるソーシャルワーク』 P22 近畿大学豊岡短期大学論集(5), 15-25, 2008
- 参考文献
- ・日本保育ソーシャルワーク学会編 『保育ソーシャルワークの世界』 晃洋書房 2014
 - ・川村隆彦・倉内恵理子 『保育者だからできるソーシャルワーク』 中央法規 2017